

## 変額保険販売資格者登録制度について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)および協会加盟の生命保険会社(各社の名称については、生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/> の「会員会社一覧」をご確認ください。)その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者(以下「会社」といいます。)は、個人情報の保護に配慮しつつ、変額保険の募集を行わせる者(以下「変額保険販売資格者」といいます。)に関する情報(以下「変額保険販売資格者情報」といいます。)を、変額保険販売資格者登録および登録抹消を行うために共同利用しています。

本制度の目的は、変額保険販売資格者情報の利用により、変額保険契約者の利益保護と募集秩序の維持を図るとともに、変額保険の健全な普及・発展を期することです。

変額保険販売資格者情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、変額保険販売資格者情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

各会社は、変額保険の募集を行わせようとする者を協会に登録します。変額保険の募集を行わせようとする者が複数の会社に所属する場合は、各々の会社が登録します。

### ■変額保険販売資格者情報項目

登録時期、登録番号、氏名、性別、生年月日、連絡先、生命保険募集人登録番号または法人募集代理店代表者の整理番号、販売資格研修の受講状況、届出会社、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または変額保険販売資格者登録の状況に関する項目

変額保険販売資格者情報の保管・管理期間は、登録の届出を行った会社(届出会社)もしくは登録者自身が登録者について変額保険販売資格者登録が不要と判断したときまたは登録された者が登録要件を欠いたときまでとし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

変額保険販売資格者情報については、協会および各届出会社が管理責任を負います。登録者は、協会の定める手続きにより、変額保険販売資格者情報の開示を求めることができます。また、変額保険販売資格者情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、変額保険販売資格者情報の内容の訂正等を申し出ることができます(つぎのア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、協会の定める手続きにより、変額保険販売資格者情報の利用停止または消去を申し出ることができます。

ア)あらかじめ本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合

イ)不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ)本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合

エ)取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれがある場合

オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

本制度に関するご照会は、届出会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

協会の名称・住所・代表者名については、生命保険協会ホームページ  
(<https://www.seiho.or.jp/personal/>)にてご確認いただけます。

各会社の名称・住所・代表者名については、生命保険協会ホームページ  
(<https://www.seiho.or.jp/personal/personaldatamanager/>)にてご確認いただけます。